

第 32 回富山県高等学校生徒海外派遣事業実施要項

- 1 趣 旨 県内高等学校生徒を海外に派遣し、国際的な視野を広げ、明日を拓く豊かな青年の育成を図る。
- 2 主 催 富山県、富山県教育委員会
- 3 推進協議会 富山県高等学校生徒海外派遣事業推進協議会において、事業の効果的な運営の在り方及び実施について協議する。（「設置要綱」は別に示す）
- 4 事業の概要
 - (1) 研修テーマ 富山県とオレゴン州との結びつき～文化交流・経済交流～
 - (2) ね ら い 事前研修でふるさと富山を理解し、世界に発信する能力を養うとともに、アメリカ合衆国オレゴン州の高校生や、現地企業等との交流、現地体験研修を通して、文化、生活習慣、価値観の違いを知り、国際協調の大切さを理解する。
 - (3) 派 遣 先 アメリカ合衆国（オレゴン州）
 - (4) 派 遣 期 間 平成 27 年 3 月中の 12 日間程度
 - (5) 派 遣 人 数 24 名（生徒 20 名、団長等 3 名、報道記者 1 名）
 - (6) 派遣地における研修内容
 - ア ホームステイや現地での体験研修で、生活文化、地域の特性や価値観の違いを知り、国際協調の大切さを理解する。
 - イ 高校生との交流で、ふるさと富山の魅力を英語で発信する。また、現地進出の日本企業関係者との意見交換や仕事見学をとおして、海外でのビジネス習慣の違いや共生の在り方を理解する。
 - ウ 行政機関等への表敬訪問により国際親善を図り、自然及び文化財の見学をとおし、異文化理解を深める。
 - (7) 事前・事後の研修内容
 - ア 県内各地での研修や各種資料を活用して、ふるさと富山の理解を図る。
 - イ 英語によるプレゼンテーション練習の実施。
 - ウ 県内ものづくり先端企業の見学や経営者へのインタビュー等により、経済のグローバル化の実際を理解する。
 - エ 報告書の編集、帰国報告会の開催。
- 5 参加校及び参加資格
次の各項に該当する高等学校等生徒で、校長の推薦を受けた者
 - (1) 富山県内に居住し、県内の高等学校等に在学中の者
高等専門学校にあっては、第 3 学年までの者
 - (2) 心身共に健康で団体行動に耐えられる者
 - (3) 学校または地域社会等で指導的な活動をし、かつ模範となる者
 - (4) 研修テーマについて興味・関心があり、自ら課題を設定して学ぼうとする意欲をもつ者
- 6 団員の推薦及び決定
校長の推薦に基づき富山県教育委員会が決定する。
- 7 派遣経費
派遣に要する経費の負担区分は次による。
 - (1) 派遣に要する経費の 3 分の 1 程度及び研修のための食費、交通費、旅券取得及び渡航手続きに要する経費、任意加入の旅行保険料は自己負担とする。
 - (2) 前項以外の経費は、県が負担する。
- 8 その他
 - (1) 団員として決定した後であっても不相当と認めた者は、決定を取り消すことがある。
 - (2) 出発後、団員の資格を取り消された者及び本人の責めによる疾病・事故等により、他の団員と同一行動をとることが不可能となった者は、帰国に要する一切の経費を自己負担とする。
 - (3) 自己都合により、団員を辞退する場合は別紙辞退届様式、また事前研修を欠席する場合は別紙欠席届様式により、届け出なくてはならない。